



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 4 月 19 日（月曜日） 第 198 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定（3 件）……………（自然環境課） 1	
○保安林の指定予定の通知（4 件）……………（ “ ” ） 1	
○道路の区域の変更……………（道路保全課） 2	
公 告	
○狩猟免許試験の実施……………（自然環境課） 3	
○狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査 の実施……………（ “ ” ） 4	
○大規模小売店舗の変更に係る届出（2 件）…（商工政策課） 6	
○公共測量の実施の通知……………（管理課） 7	
○基本測量の終了の通知……………（ “ ” ） 7	
○公共測量の終了の通知……………（ “ ” ） 7	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧（2 件）……（都市計画課） 7	

告 示

宮崎県告示第 345号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 3 年 4 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 小林市北西方字横峯迫2714－ 301
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 346号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 3 年 4 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 北諸県郡三股町大字樺山字大谷67－32、67－33、67－36、67－37、67－44、67－52、67－56、67－118、67－ 204、67－ 221、67－ 225、83－ 6、83－10、83－15、字宮田2949－ 6、字細目6425－22、6425－23、6425－26、6425－44、6425－46
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 347号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 3 年 4 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字山中4636－ 2、4641、4664－ 1、4664－ 2
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 348号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 3 年 4 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町中霧島字永松4519－20、4519－21
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字永松4519－20（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 349号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 3 年 4 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市吉之元町4878－7
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
4878－7（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 350号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 3 年 4 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡新富町大字三納代字平伊倉2880－1・2882－1・2885（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 351号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 3 年 4 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷水清谷字横山994－12
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 352号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 4 月 19 日から同年 5 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
9	県道	宮崎西環状線	宮崎市大字瓜生野字笠置1374番1地先から同市大字跡江字石迫4754番3地先まで	旧	22.8～104.9	1,814.5
			宮崎市大字		8.9～	771.4

— 3 —

宮崎県内に住所を有する者（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条各号のいずれかに該当する者を除く。）

3 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟免許試験は、第1回の宮崎県庁防災庁舎会議室、延岡市中小企業振興センター及び宮崎県北諸県農業改良普及センター並びに第2回の宮崎県庁附属棟会議室及び延岡市中小企業振興センター試験会場では、網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許の試験とし、第3回の宮崎県庁附属棟会議室試験会場では、わな猟免許及び第1種銃猟免許の試験とし、第1回の宮崎県林業技術センター及び宮崎県西臼杵支庁大会議室並びに第2回の宮崎県児湯農業改良普及センター及び宮崎県西諸県農林振興局会議室並びに第3回の宮崎県東臼杵農林振興局会議室試験会場では、わな猟免許試験とし、それぞれ、狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は、知識試験及び適性試験（1次試験）、技能試験（2次試験）とし、知識試験又は適性試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

4 受験申込手続

(1) 狩猟免許申請書及び受験票に必要事項を記入し、次に掲げるものを添付して提出すること。

ア 狩猟免許申請手数料 5,200円。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者にあつては、3,900円（宮崎県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて払い込むものとする。）

イ 63円の返信用郵便切手 1枚

ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあっては、医師の診断書（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない旨の診断書） 1通

エ 住民票 1通

(2) 書類の提出先及び期間

第1回試験の受験希望者は5月10日（月曜日）から5月28日（金曜日）までの間に、第2回試験の希望者は7月5日（月曜日）から8月6日（金曜日）までの間に、第3回試験の希望者は11月22日（月曜日）から12月24日（金曜日）までの間に、住所を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に提出すること。

5 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び場所を指定した受験票を送付する。

申請者は、受験票の所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの写真を貼り付け、試験当日持参すること。

6 狩猟免許試験の合格者

合格者には、狩猟免許状を交付する。

7 狩猟免許試験についての問い合わせ

宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第1項、第2項及び第4項の規定により、狩猟

免許更新申請者に対する講習及び適性検査を次のとおり実施する。
令和3年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 講習及び適性検査の日時、会場等

別表のとおり

2 講習及び適性検査対象者

平成30年に狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を希望するもの

3 講習及び適性検査の内容

(1) 講習

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 1時間

イ 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 1時間

ウ 鳥獣の保護管理に関する知識 1時間

(2) 適性検査

ア 視力検査（矯正視力可）

イ 聴力検査（補聴器使用可）

ウ 運動能力（補助具使用可）

4 講習及び適性検査の申込手続

(1) 所定の狩猟免許更新申請書及び審査票に必要事項を記入し、次に掲げるものを添付して提出すること。

ア 狩猟免許更新申請手数料 2,900円（宮崎県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて払い込むものとする。）

イ 63円の返信用郵便切手（郵送を希望する場合に限る。） 1枚

ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあっては、医師の診断書（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない旨の診断書） 1通

(2) 書類の提出先及び期間

講習及び適性検査を受けようとする者は、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に、講習開催日の10日前までに提出すること。

5 申請者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、申請者へ講習及び適性検査の日時及び会場を指定した審査票を交付する。

申請者は、審査票の所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの写真を貼り付け、講習及び適性検査の当日持参すること。

6 講習及び適性検査の会場での受付

講習及び適性検査の会場では、申請者に交付した審査票で受け付けるものとする。審査票を持参しない者又は写真の貼り付けていない審査票を持参した者の講習及び適性検査の受付は行わないものとする。

7 狩猟免許更新申請書及び審査票の用紙

宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興局並びに一般社団法人宮崎県猟友会において交付する。

8 講習及び適性検査についての問い合わせ

宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

別表

日 時	会 場	対象区域
7 月 7 日（水） 午前10時00分	宮崎県西臼杵支庁大会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井22	日之影町
7 月 8 日（木） 午前10時00分	宮崎県西臼杵支庁大会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井22	五ヶ瀬町
7 月 9 日（金） 午前10時00分	宮崎県西臼杵支庁大会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井22	高千穂町
7 月 8 日（木） 午後 1 時00分	クリエイティブセンター門川 東臼杵郡門川町南町 6 丁目 1 番地	門川町
7 月 9 日（金） 午後 1 時00分	北郷林業総合センター 1 F 研修室 東臼杵郡美郷町北郷字納間 401	美郷町
7 月13日（火） 午後 1 時00分	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39－ 1	延岡市
7 月14日（水） 午後 1 時00分	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39－ 1	延岡市
7 月15日（木） 午後 1 時00分	延岡市北方コミュニティーセンター 延岡市北方町川水流卯 682	延岡市
7 月16日（金） 午後 1 時00分	北浦公民館講義室 延岡市北浦町古江1947－ 1	延岡市
7 月21日（水） 午後 1 時00分	北川コミュニティーセンター大会議室 延岡市北川町川内名7250	延岡市
7 月19日（月） 午後 1 時00分	椎葉村開発センター 東臼杵郡椎葉村大字下福良1761－ 1	椎葉村
7 月20日（火） 午前 9 時00分	諸塚村役場大会議室 東臼杵郡諸塚村大字家代2683	諸塚村

7 月27日（火） 午後 1 時00分	日向市東郷体育館第 3 研修室 日向市東郷町山陰丙1390	日向市
7 月28日（水） 午後 1 時00分	日向市中央公民館第 4 研修室 日向市中町 1－31	日向市
7 月29日（木） 午後 1 時00分	南郷多目的研修センター大会議室 東臼杵郡美郷町南郷神門 287	美郷町
7 月13日（火） 午前10時00分	宮崎県児湯農林振興局大会議室 児湯郡高鍋町大字北高鍋 3870－ 1	新富町、木城町
7 月 9 日（金） 午前10時00分	西都市コミュニティーセンター 西都市聖陵町 2－26	西都市
7 月15日（木） 午前10時00分	宮崎県児湯農林振興局大会議室 児湯郡高鍋町大字北高鍋 3870－ 1	高鍋町、川南町、都農町
7 月16日（金） 午前10時00分	西米良村トレーニング施設 児湯郡西米良村大字村所 134－ 6	西米良村
7 月13日（火） 午後 1 時00分	国富町農村環境改善センター 東諸県郡国富町大字本庄 4778	国富町、綾町
7 月16日（金） 午後 1 時00分	宮崎市高岡地区農村環境改善センター 宮崎市高岡町大字内山2880－ 1	宮崎市
7 月21日（水） 午前10時00分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206－ 1	宮崎市
7 月29日（木） 午前10時00分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206－ 1	宮崎市
7 月13日（火） 午前10時00分	宮崎県西諸県農業改良普及センター 小林市駅南 300	小林市
7 月14日（水）	宮崎県西諸県農業改良普及センター	えびの市、高原町

午前10時00分	及センター 小林市駅南 300	
7月15日（木） 午前10時00分	宮崎県西諸県農業改良普及センター 小林市駅南 300	小林市
7月12日（月） 午前9時30分	宮崎県木材利用技術センター 都城市花繰町21の2	都城市、三股町
7月14日（水） 午前9時30分	宮崎県木材利用技術センター 都城市花繰町21の2	都城市、三股町
7月16日（金） 午前9時30分	宮崎県木材利用技術センター 都城市花繰町21の2	都城市、三股町
7月12日（月） 午後1時00分	小村記念館 日南市飫肥4-2-20-1	日南市
7月13日（火） 午後1時00分	日南市南郷ハートフルセンター 日南市南郷町中村乙7051-25	日南市
7月15日（木） 午後1時00分	串間市文化会館 串間市大字西方6524-58	串間市
9月7日（火） 午後1時30分	宮崎県庁附属棟会議室 宮崎市橘通東2-10-1	県内一円

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス神殿店
西臼杵郡高千穂町大字三田井字神殿1270番2 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一
福岡ビルS館4階

（変更後）株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一
福岡ビルS館4階

(2) 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ドラッグコスモス神殿店

（変更後）ドラッグコスモス神殿店

4 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

平成30年8月24日

- (2) 大規模小売店舗の名称

平成26年9月13日

5 変更する理由

代表者交代及び店舗名称が決定したため

6 届出年月日

令和3年4月8日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

令和3年4月19日から令和3年8月19日まで

8 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

- (2) 期間

令和3年4月19日から令和3年8月19日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス神殿店
西臼杵郡高千穂町大字三田井字神殿1270番2 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻：午前10時 閉店時刻：午後10時

（変更後）開店時刻：午前9時 閉店時刻：午後10時

- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時30分～午後10時30分

（変更後）午前8時30分～午後10時30分

4 変更の年月日

令和3年5月1日

5 変更する理由

営業政策のため

6 届出年月日

令和3年4月8日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年4月19日から令和3年8月19日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和3年4月19日から令和3年8月19日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、小林市長から次のとおり通知があった。

令和3年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（デジタル空中写真撮影（写真地図作成））

2 作業地域

小林市全域

3 作業期間

令和3年3月11日から令和4年3月15日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量（航空重力測量）

2 作業地域

宮崎県内全域

3 作業終了日

令和3年3月24日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州地方整備局九州技術事務所から、次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（車両搭載センシング装置を用いた道路情報の取得）

2 作業地域

宮崎県内の直轄国道

3 作業終了日

令和3年3月26日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

2 都市計画の種類及びその名称

宮崎広域都市計画道路

3・5・41号 宮崎神宮駅東通線

3・4・4号 大島通線

3・4・9号 吉村通線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

2 都市計画の種類及びその名称

宮崎広域都市計画道路

3・6・8号 牟田通線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所

--	--